契約の公表基準に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務)

公共工事又は物品役務等の名称	場所		期間		契約種別	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした 業務方法書又は会計規程等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人	公益法人 の場合 国所管、 都道府県 所管の区 分	応札·応 募者数	備考
国立オリンピック記念青少年総合センター宿泊A棟液晶テレビ購入一式	国立村シ ビック記念青 少年総合セ ンター	R3.1.5	~	R3.1.20	物品供給	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松水賢誕 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都設谷区代々木神園町3番1号	R3.1.5	太阪府大東市中垣內7丁目7番1号 株式会社FKY 代表取締役 黑宮 彰浩		同種の契約の予定 信頼を類様されるおそれがあるため、公表していない。	10,659,000	-	-	-	-	-	
IP-VPNサービスに係る変更契約15	国立青少 年教育振 興機構	R3.1.13		R3.6.30	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松水質誕 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号	R3.1.13	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 エス・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 丸岡亨 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 エス・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ビジネスリコーションズ本部 事業推進部長 西 川 英孝	当初契約において一般競争により落 担した業者と締結するものであり、競争 を許さないこから契約事務取扱規則 第30条第1項第1号に該当するため。	同種の契約の予 定価格を類推さ れるおそれがあ るため、公表して いない。	30,253,080	-	-	-	=	-	
国立オリンピック記念青少年総合センター受付業務 一式 変更契約5	国立ポリン ピック記念青 少年総合セ ンター	R3.1.7	~ :	R4.3.31	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松水質誕 名称 国立書少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号	R3.1.7	東京都新宿区中落合一丁目12番8号 株式会社トーカンオリエンス 代表取締役 三瓶 佑樹	当初契約において一般競争により落 札した業者と締結するものであり、競争 を許さないこから契約事務取扱規則 第30条第1項第1号に該当するため。	同種の契約の予 定価格を類推さ れるおそれがあ るため、公表して いない。	518,535,164	-	-	=	=	-	
国立練早青少年自然の家清掃業務 変更契約	国立練早 青少年自 然の家	R3.1.8	~ :	R4.9.30	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松永賢誕 名称 国立書少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号	R3.1.8	長崎県練早市津久葉町6番地41 株式会社アイコック 代表取締役 井裕 弘文	当初契約において一般競争により落 札した業者と締結するものであり、競争 を許さないこから契約事務取扱規則 第30条第1項第1号に該当するため。	同種の契約の予 定価格を類推さ れるおそれがあ るため、公表して いない。	14,240,985	-	-	-	-	-	
国立オリンピック記念青少年総合センター視聴覚設備保守 点検及び運用支援業務 変更契約3	国立ポリン ピック記念青 少年総合セ ンター	R3.1.11	~ :	R4.3.31	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松水賢誕 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号	R3.1.8	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号 パナソニックESエンジニアリング株式会社 代表取締役 展別 昭隆 代理人 東京都江東区青梅一丁目1番20号 パナソニックESエンジニアリング株式会社 取締役本部長 秋月 伸也	当初契約において一般競争により落 札した業者と締結するものであり、競争 を許さないこから契約事務放援規則 第30条第1項第1号に該当するため。	同種の契約の予 定価格を類推さ れるおそれがあ るため、公表して いない。	408,580,939	-	-	-	-	-	
国立オリンピック記念青少年総合センター 鍵管理システム定期点検等業務	国立ポン ピック記念青 少年総合セ ンター	R3.4.1	~ :	R4.3.31	役務提供	契約責任者 理事長 鈴木みゆき 代理人 理事 松永賢誕 名称 事少年教育振興機構 所在地 東京都改谷区代々木神園町3番1号	R3.1.29	神奈川県川崎市中原区市/坪322番地7 アートサービス株式会社 代表取締役 関本 祥文	本業務の実施はシステムの著作権を 保有する親会社から独占的に当該製 品の保守を委託されている業者に限ら れるため、契約事務取規規則第30条 第1項第1号により随意契約を締結し た。	同種の契約の予 定価格を類推さ れるおそれがあ るため、公表して いない。	2,640,000	-	-	-	=	-	